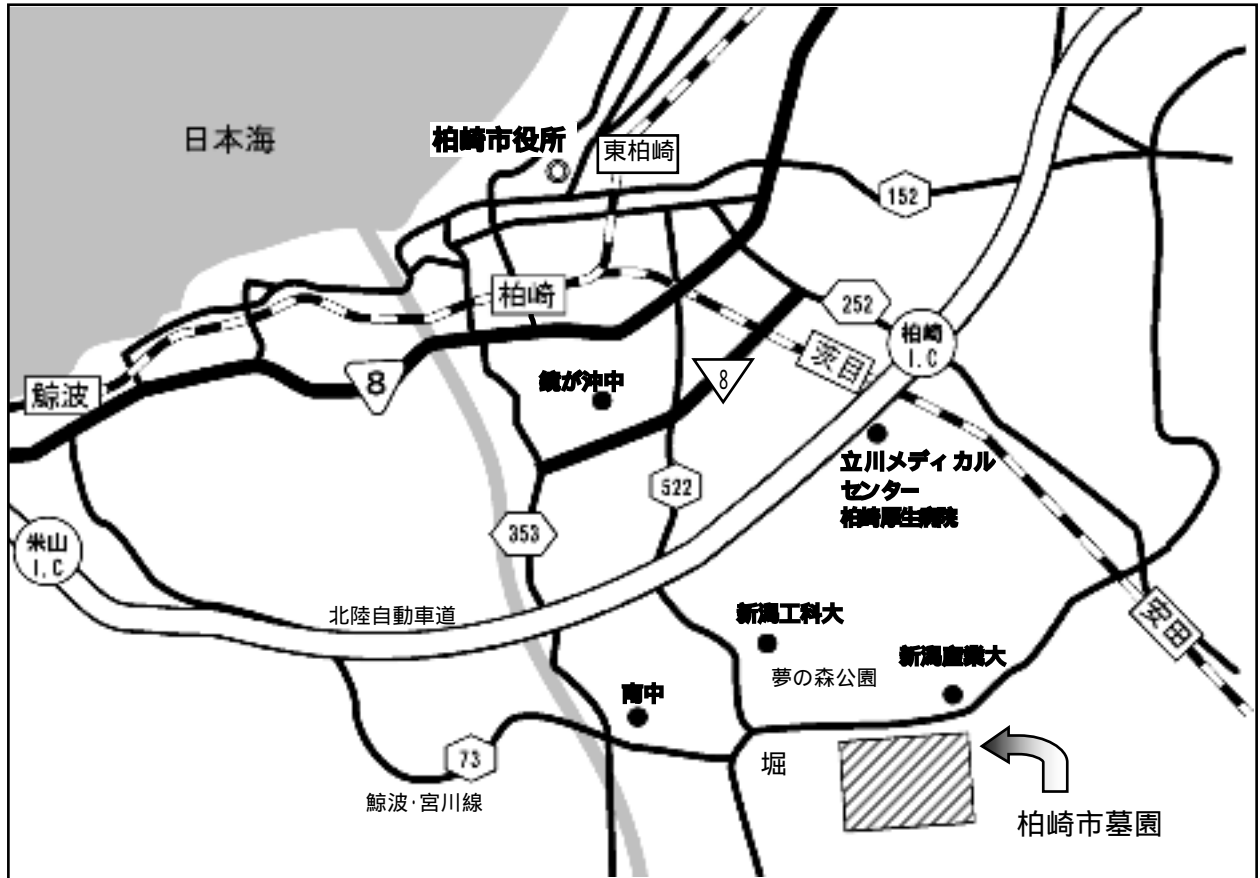
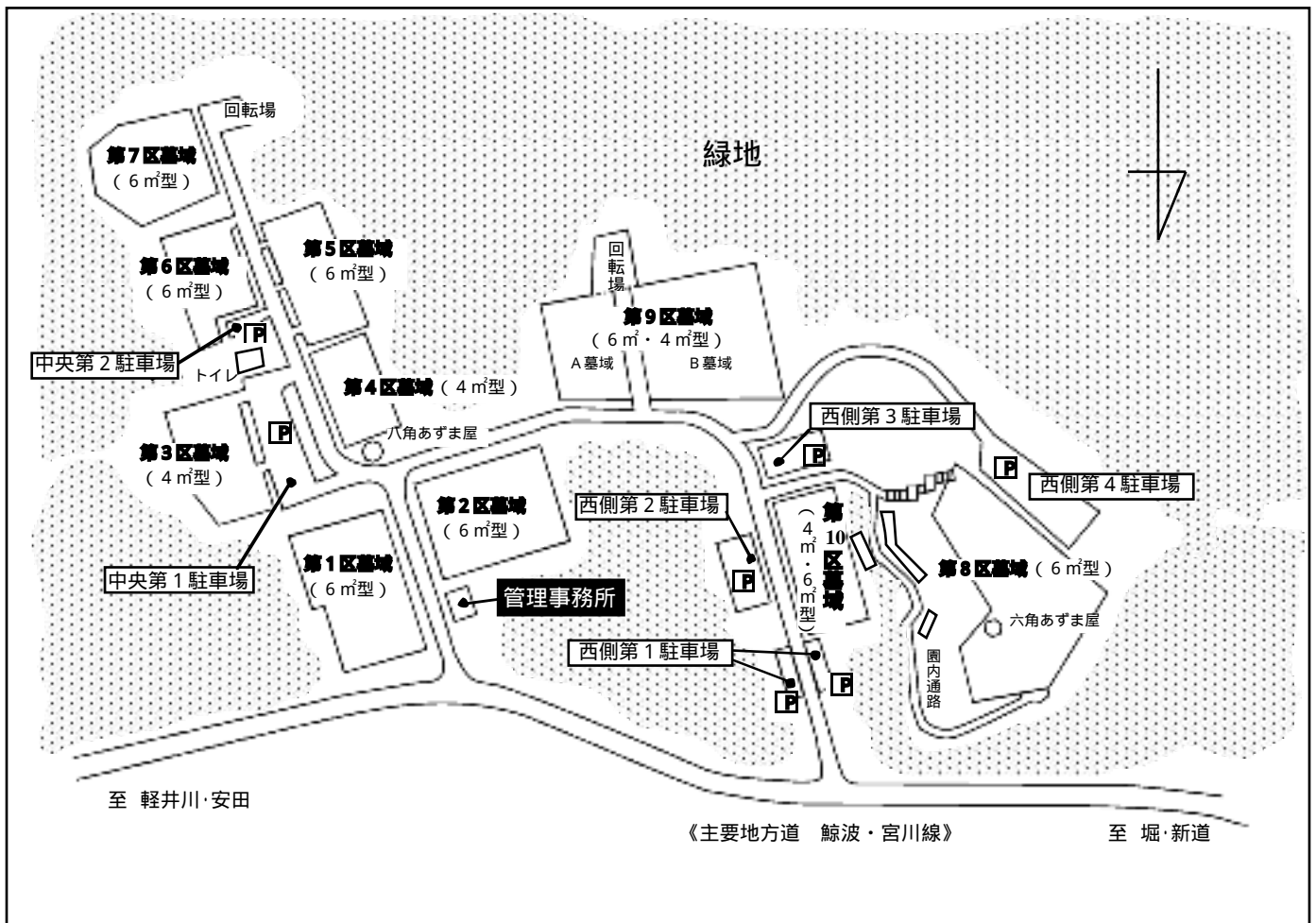


# 柏崎市墓園



位置	柏崎市大字堀 3 4 7 8 番地	電話	0 2 5 7 - 2 4 - 3 7 2 6
交通	信越線・柏崎駅から	自動車・タクシー	約 1 0 分
		バス (産業大学行き)	約 2 0 分
	信越線・安田駅から	自動車・タクシー	約 5 分
	高速・柏崎 I C から	自動車	約 7 分

# 柏崎市墓園 全体図



中央第1駐車場 約45台  
 西側第1駐車場 約12台  
 西側第3駐車場 約6台

中央第2駐車場 約6台  
 西側第2駐車場 約30台  
 西側第4駐車場 約20台

## 柏崎市墓園のあらまし

先祖を敬い、そして大切に作る心の現れとして、お墓は私たち人間にだけ与えられた心の永遠の“ふるさと”です。

柏崎市では、明るく健全な墓園を望む多くの市民の声に応えるため、現在地（柏崎市大字堀地内・用地面積22万5千㎡）に“緑の安らぎの里”としての墓園づくりを計画し、昭和48年11月に都市計画法による県知事の承認を得て、昭和50年から「柏崎市墓園」の整備を進めています。

### 造成工事の概要

第1期造成工事（昭和50年度）	第1区～第5区墓域	1,210区画
追加造成工事（昭和63年度）	第3区墓域	25区画
第2期造成工事（平成元年度）	第6区墓域	104区画
第3期造成工事（平成3年度）	第7区墓域	135区画
第4期造成工事（平成5年度）	第8区墓域	330区画
第5期造成工事（平成11年度）	第9区A墓域	191区画
追加造成工事（平成14年度）	第9区A墓域	7区画
第6期造成工事（平成15年度）	第9区B墓域	350区画
第7期造成工事（平成20年度）	第10区墓域	189区画

計 2,541区画

柏崎市墓園は、御先祖の霊を祭る荘厳な場であるとともに、墓地という暗いイメージから脱却し、四季折々に御家族連れで訪れることのできる“心休まる場”となるよう努力しております。皆さんから末永く安心して御利用いただければ幸いです。

平成 20年 11月

柏 崎 市

## 墓地の使用について

### 1 墓地使用に関する届出等について

柏崎市墓園内の墓地を使用するにあたって、次の場合は届出又は申請をしてください。

- (1) 「墓碑を新設又は改築等」するとき …………… 「墓碑設置届出書」
- (2) 「お骨を納骨」する場合 …………… 「埋蔵（改葬）届書」  
(添付書類)
  - 埋蔵の場合は、「火葬許可証」
  - 改葬の場合は、改葬前の埋蔵地の市区町村長が発行する「改葬許可証」
- (3) 「住所・本籍が変わった」とき …………… 「住所等変更届書」
- (4) 「氏名が変わった」とき …………… 「 同 上 」
- (5) 「墓地使用权を承継」したいとき …………… 「墓地使用权承継許可申請書」
- (6) 「墓地を返還」するとき …… 「墓地返還届書」、「墓地使用料・墓園管理手数料還付請求書」

墓地使用料は、使用許可を受けてから5年以内の場合は、納付した使用料の7割、5年を超え10年までが5割、10年を超えた場合は2割の金額が還付されます。

また、墓園管理手数料は、返還後の期間に係る既納分の手数料について還付します。

上記の「提出関係書類」は市民生活部環境政策課にあります。

### 2 墓地使用上の注意について

- (1) 使用許可を受けた墓地は、相続人等へ承継し、永代使用できます。ただし、墓地の使用权を他人に譲渡し、又は転貸することはできません。
- (2) 墓碑を新設する場合は、1区画内に1基とします。区域によって建立できる規格が決まっています。

墓 域	種 別	建 立 可 能 な 墓 碑
第1、第6、第7、第8墓域	規格墓域	6㎡和式規格墓碑（別図1）
第3墓域	〃	4㎡和式規格墓碑（別図2）

第2(13~23番)、第5墓域	規格墓域	6㎡洋式規格墓碑(別図3)
第4墓域	〃	4㎡洋式規格墓碑(別図4)
第2(1~12番)	自由墓域	制限なし
第9、10墓域	規制墓域	墓碑の高さが2.5m以下の墓碑

- (3) 規格墓域内は、墓碑以外のいかなる工作物(卒塔婆立て等)、施設又は木などの植栽はできません。
- (4) 使用許可を受けた墓地は、墓碑の建立の有無に関わらず、墓地区画内の草取り、落葉掃き等の管理をし、常に清浄にしておくよう心掛けてください。
- (5) 墓地以外の目的には使用できません。
- (6) 墓地の中には人の焼骨以外を埋蔵することはできません。
- (7) 第8墓域に通じる園内通路は、自動車の進入が禁止されています。

### 3 墓園管理事務所から

- (1) 墓園管理事務所は、12月中旬から3月中旬までの冬期間は閉鎖します。ただし、12月、3月は積雪の状況によって、閉鎖時期が早まったり、開所時期が遅れることがあります。
- (2) 手桶は、墓園管理事務所前に用意してありますので、必要の際はお使いください。なお、使用後は元の場所にお返しくください。
- (3) 「お盆のお墓参り」について

お盆(8月13日)は、夕方からたいへん混雑しますので、下記の点に御注意ください。

- 墓園内道路は、自動車が大変多いので、下記のとおり交通規制をしています。
- ・ 正面(管理事務所側)出入口 西側出入口(第8墓域側)への一方通行とします。
  - ・ 西側出入口(第8墓域側)は進入禁止とします。

自動車は、墓園内道路では最徐行してください。

手桶は、管理事務所だけでなく各墓域内の水飲場に配置しておきます。

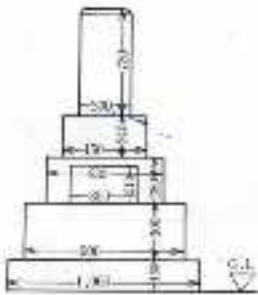
使用後は元の場所にお返しくください。

# 基礎の規格（設計図）

図面第1

単位ミリメートル

6平方メートル和式正面図



6平方メートル和式側面図



第1・6・7・8墓域

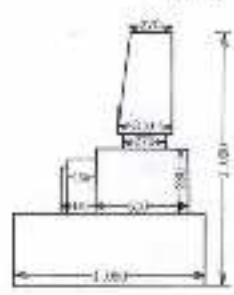
図面第3

単位ミリメートル

6平方メートル洋式正面図



6平方メートル洋式側面図

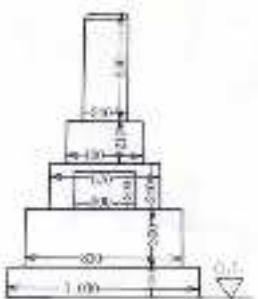


第2（13～23番）・5墓域

図面第2

単位ミリメートル

4平方メートル和式正面図



4平方メートル和式側面図

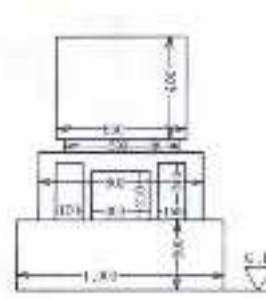


第3墓域

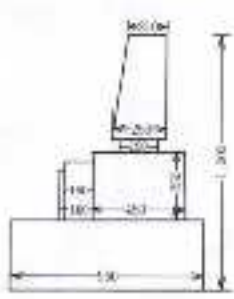
図面第4

単位ミリメートル

4平方メートル洋式正面図



4平方メートル洋式側面図



第4墓域

<参考> 柏崎墓園条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、墓園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において「墓地」とは、焼骨を埋蔵するために墓園内に区画した一定の場所をいう。

（使用許可）

第4条 墓園内の墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（墓地の変更）

第4条の2 次の各号に掲げる条件を満たしている場合は、市長の許可を受けて墓地の変更をすることができる。

- (1) 使用許可後1年以内であって墳墓を建設していないこと。
- (2) 使用の許可をしていない墓地との変更であること。
- (3) 使用料が同額の墓地であること。

2 前項の墓地の変更は、1回に限り許可するものとする。

3 第1項の規定により墓地を変更した場合は、使用料の納入及び還付は行わない。

（使用料）

第5条 第4条の規定による使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の還付）

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者が墓地を返還したときは、別表第2の左欄に掲げる期間に応じ、同表の右欄に掲げる額を還付する。

（手数料）

第7条 使用者のうち次に掲げる者は、墓園の清掃その他の管理に要する経費として別表第3に定める墓園管理手数料（以下「手数料」という。）を納入しなければならない。

- (1) 平成11年10月1日以後に使用許可を受けた者
- (2) 使用許可を受けた日から起算して30年を経過した者。ただし、年度の途中で使用許可を受けた場合は、当該許可を受けた日の属する年度の翌年度の初日を起算日とする。

- 2 前項の手数料は、5年以内において市長が定める年分を前納しなければならない。
- 3 年度の中で使用許可を受けた場合は、当該年度分の手数料は月割計算とする。この場合において、1月末満の端数は1月とする。

(手数料の還付)

第8条 既納の手数料は、還付しない。ただし、使用者がその墓地を返還したときは、その返還後の期間に係る既納分の手数料について還付する。

(使用権の承継)

第9条 墓地の使用権は、その使用者の相続人又は親族若しくは縁故者であって、その墓地に係る祭しを主宰する者(以下「承継者」という。)に限り、市長の許可を得て承継することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、墓地に係る使用権を他人に譲渡し、又は墓地を転貸してはならない。

(使用許可の取消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消することができる。

- (1) 許可を受けた目的外に使用したとき。
- (2) 使用者が死亡し、承継者がいないとき。
- (3) 承継者及びその親族の所在が不明であり、かつ、縁故者がなく、10年を経過したと認めるとき。
- (4) その他この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

(墓地の返還)

第12条 使用者は、その使用に係る墓地が不用となったとき、又は前条第1号及び第4号の規定により許可を取消されたときは、直ちに現状に復し、返還しなければならない。

- 2 使用者が前項の規定に基づく義務を履行しないときは、市長が代わってこれを行い、当該使用者からその費用を徴収する。
- 3 市長は、前条第2号及び第3号の規定により墓地の使用許可を取消したときは、その墳墓を一定の場所に改葬し、墓石等を処分することができる。

別表第1（第5条関係）

区 分	使 用 料
4平方メートル	180,000円
6平方メートル	270,000円

別表第2（第6条関係）

使用許可を受けた日から返還した日までの期間	還 付 す る 額
5年以内	既納使用料の7割の額
5年を超え10年まで	既納使用料の5割の額
10年を超える場合	既納使用料の2割の額

別表第3（第7条関係）

区 分	手 数 料
4平方メートル	1年につき 1,200円
6平方メートル	1年につき 1,800円

使用許可年月日	平成 年 月 日	
使用許可番号	第 号	
墓地番号	第 区 番号	
メ    モ	墓碑建立年月日	平成 年 月 日
	埋蔵(改葬)年月日	平成 年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

お問い合わせは

柏崎市 市民生活部 環境政策課

〒945 - 8511 柏崎市中央町5番50号

直通☎(0257)21-2299

柏崎市墓園管理事務所

〒945 - 1111 柏崎市大字堀3478番地

直通☎(0257)24-3726